



税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

主な税制改正のスケジュール

増税
減税

	R4.1	R4.4	R5.4	R5.10	R6.1	R6.4	R7.4	R8.4
法人税	賃上げ税制		税額控除率の上乗せ			適用要件と控除率の見直し		
							外形標準課税の対象拡大	
	交際費の損金不算入制度						飲食費の金額基準の見直し 5千円以下→1万円以下	
相続税	事業承継税制の特例（10年間） 猶予割合80%→100%				特例承継計画書の 提出期限の延長→		提出期限の再延長→	
	住宅取得等資金贈与の 特例（最大1,500万円）		非課税措置の見直し （最大1,000万円）			要件の見直しと制度延長 （最大1,000万円）		
							暦年課税における相続前贈与の加算の 拡大（3年→7年）	
							相続時精算課税制度の見直し （毎年110万まで非課税）	
	教育資金の一括贈与の非課税措置			贈与者の死亡時に係る相続税の課税対象の拡大 （贈与者の相続税の課税価格が5億円超の場合）				
所得税	NISA・つみたてNISA			NISAの抜本的拡充・恒久化 非課税投資枠は最大1,800万円				
	空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の 特例				相続人3人以上の場合の特別控除額の 見直し（3,000万円→2,000万円）			
消費税等							インボイス制度開始	
	電子帳簿保存法への円滑な移行のための有恕規定					有恕規定終了し、本格スタート		

令和6年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等																			
賃上げ税制の見直し・延長 (大企業・中堅企業)	<p>①給与等の支給額が増加した場合の税額控除について、下記のように控除率の見直しがされ、適用期限が3年間延長されます。 (控除率は最大で25% + 5% + 5% = 35%)</p> <p>②従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業を中堅企業とし、従来の賃上げ率の要件(3%以上)を維持しつつ控除率が見直されます。</p> <table border="1" data-bbox="562 523 1532 743"> <thead> <tr> <th>賃上げ率</th> <th>3%以上</th> <th>4%以上</th> <th>5%以上</th> <th>7%以上</th> <th>教育訓練費条件○</th> <th>子育て条件○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td rowspan="2">+5%</td> <td rowspan="2">+5%</td> </tr> <tr> <td>中堅企業 (※)</td> <td>10%</td> <td colspan="2">25%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※中小企業も適用可</p>	賃上げ率	3%以上	4%以上	5%以上	7%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○	大企業	10%	15%	20%	25%	+5%	+5%	中堅企業 (※)	10%	25%			令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長
賃上げ率	3%以上	4%以上	5%以上	7%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○															
大企業	10%	15%	20%	25%	+5%	+5%															
中堅企業 (※)	10%	25%																			
賃上げ税制の見直し・延長 (中小企業)	<p>①中小企業向けの給与等の支給額が増加した場合の税額控除について、下記のように見直しがされ、適用期限が3年間延長されます。 (控除率は最大で30% + 10% + 5% = 45%)</p> <table border="1" data-bbox="562 922 1317 1066"> <thead> <tr> <th>賃上げ率</th> <th>1.5%以上</th> <th>2.5%以上</th> <th>教育訓練費条件○</th> <th>子育て条件○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>15%</td> <td>30%</td> <td>+10%</td> <td>+5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②当期の税額から控除できなかった分は5年間繰越しができるようになります。</p>	賃上げ率	1.5%以上	2.5%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○	中小企業	15%	30%	+10%	+5%	令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長									
賃上げ率	1.5%以上	2.5%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○																	
中小企業	15%	30%	+10%	+5%																	
中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充	<p>中小企業の再編を促すため、M&A後に生じた想定外の損失に対応できるよう、買収額の一定割合を損失準備金として損金算入できる制度について、下記の改正が行われます。</p> <p>①複数回のM&Aを実施する場合には、損失準備金の積立率が現行の70%から最大100%に拡充されます。</p> <p>②取り崩さない据置期間が現行の5年から10年に延長されます。</p>	産業競争力強化法改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に取得した株式等に適用																			

令和6年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
戦略分野国内生産促進税制の創設	<p>事業採算性に乗りにくい、GX、DX等の投資を促進する税額控除の制度が創設されます。</p> <p>産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人のうち同法の事業適応計画の認定を受けたものが、その計画に従って一定の設備の新設等をする場合には、税額控除ができるようになります。税額控除額は生産や販売量などを掛け合わせて計算され、赤字だった場合、黒字化するまで控除額を繰り越せます（半導体は3年間、それ以外の設備は4年間）。</p>	産業競争力強化法改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に取得した対象資産等に適用
イノベーションボックス税制の創設	青色申告書を提出する法人が 自ら研究を行った特許権やAI分野のソフトウェアに係る著作権 について、その譲渡所得やライセンス所得の 30%の損金算入 を認める制度が創設されます。	令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用
暗号資産の評価方法等の見直し	法人が有する 市場暗号資産 に該当する一定の暗号資産の期末における評価額が 原価法と時価法から選択 できるようになります（現行は時価法のみ）。	大綱に明記なし
交際費等の損金不算入制度の見直し・延長	損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費の金額基準が、現行の1人あたり5千円以下から 1万円以下 に引き上げられ、 適用期限が3年延長 されます。	令和6年4月1日以後の飲食費より適用
外形標準課税の見直し（減資・100%子会社対応）	<p>規模の大きい企業の減資への対応として、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、下記の場合でも外形標準課税の対象とする基準が追加されます。</p> <p>①前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円超の場合</p> <p>②資本金と資本剰余金の合計額50億円超の法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下でも、資本金と資本剰余金の合計額が2億円超の場合</p>	<p>①令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p> <p>②令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

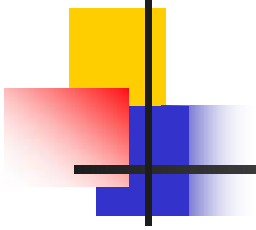
令和6年度税制改正大綱 概略 ②所得税・資産課税

項目	内容	適用時期等									
<p>所得税・個人住民税の定額減税の導入</p>	<p>①令和6年6月に所得税3万円、個人住民税1万円が減税されます。 ただし、令和6年の本人の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合、年収2,000万円以下）の者に限られます。</p> <p>②上記の減税額は、次の金額の合計額となり、各税額を超える場合は、その税額が限度額となります。（今後の予算で、減税で対応しきれない世帯は給付で対応される予定）</p> <table border="1" data-bbox="817 603 1594 799"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>個人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>3万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に限る）</td> <td>1人につき3万円</td> <td>1人につき1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③令和6年6月の源泉徴収（給与・年金）、令和6年の7月の予定納税等で控除し、控除しきれない金額は以後の支給額等で調整を行います。</p>		所得税	個人住民税	本人	3万円	1万円	同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に限る）	1人につき3万円	1人につき1万円	<p>令和6年6月1日以後、最初に支払いを受ける給与等にて控除</p>
	所得税	個人住民税									
本人	3万円	1万円									
同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に限る）	1人につき3万円	1人につき1万円									
<p>子育て世帯等への支援の拡充 （住宅ローン控除・住宅リフォーム税制）</p>	<p>子育て特例対象個人（※）に下記の支援が行われます。</p> <p>①住宅ローン控除：令和6年入居分を対象に控除対象となるローン残高の上限が現行水準のままとなります（最大5,000万円で維持され、非該当は最大でも4,500万円）。</p> <p>②住宅リフォーム税制：一定の子育て対応改修工事が適用対象に追加され、工事費用相当額（250万円を限度）の10%の税額控除ができるようになります。</p> <p>③扶養控除等の見直しは令和7年度税制改正で行われる予定です。</p> <p>※個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者</p>	<p>①② 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用</p>									

令和6年度税制改正大綱 概略 ②所得税・資産課税

項目	内容	適用時期等
<p>ストックオプション 税制の拡充</p>	<p>新株予約権に係る権利行使をした際の優遇措置について、下記のとおり権利行使価額の限度額が引き上げられます。</p> <p>①設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が現行の1,200万円から2,400万円に引き上げられます。</p> <p>②設立の日以後の期間が5年以上20年未満である等の一定の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が現行の1,200万円から3,600万円に引き上げられます。</p>	<p>大綱に明記なし</p>
<p>住宅取得等資金贈与の 非課税措置の見直し・ 延長</p>	<p>直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の適用対象が見直され、その適用期限が3年延長されます。</p>	<p>令和6年1月1日以後の贈与等について適用し、令和8年12月31日まで延長</p>
<p>非上場株式等の相続 税・贈与税の納税猶予 制度の特例承継計画の 提出期限の延長</p>	<p>非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の適用に必要な手続きである特例承継計画の提出期限が2年間延長されます。</p>	<p>特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで延長</p>
<p>居住用財産の買換え等 の場合の各特例の延長</p>	<p>以下の制度が2年間延長されます。</p> <p>①特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例 ②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除 ③特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除</p>	<p>令和7年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長</p>

項目	内容	適用時期等
プラットフォーム課税の導入	国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供について、国税庁長官の指定を受けた一定のプラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものは、その <u>プラットフォーム事業者に消費税が課税</u> されることとなります。	令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用
インボイス制度の見直し	<p>① <u>3万円以下の自動販売機等による課税仕入れ</u>について、令和5年10月1日以後の分も含め、帳簿への<u>住所等の記載が不要</u>となります。</p> <p>② 簡易課税制度や小規模事業者の経過措置を適用する事業者が税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等の経理処理について見直されます。</p>	令和5年10月1日以後の課税仕入れ等から適用
支払調書のe-Tax対象の拡大	e-Taxでの提出義務となる支払調書の枚数基準について、現行の100枚以上から <u>30枚以上</u> に引き下げられます。	令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書から適用





法人課税

賃上げ促進税制の見直し～全法人向け（法人税・法人住民税・事業税・所得税）

ポイント

全法人（特に大企業（※1））向けの賃上げ促進税制が見直され、さらに高い賃上げ率の要件が創設されると共に、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置が創設されます。

改正内容

現行					改正案						
措置期間：2年間					措置期間：3年間						
継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比) (※2)	税額 控除率 (※3)	教育訓練費 (前年度比) (※4)	税額 控除率	両立支援 女性活躍 (※5)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナ くるみん or プラチナ えるぼし	5% 上乗せ	35%
+4%	25%				+4%	15%					

- ※1 資本金の額等が10億円以上かつ従業員数が1,000人以上、又は、従業員数2,000人超のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行う場合に限り適用可能（それ以外の企業は不要）
- ※2 継続雇用者（国内事業所で雇用した雇用保険法の一般被保険者で、前期及び当期の全期間に支給を受けた雇用者）に対する給与等支給額
- ※3 税額控除額の計算は、全雇用者の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算（ただし、控除上限額は法人税額等の20%）
- ※4 教育訓練費の上乗せ要件は、教育訓練費の額が全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能
- ※5 くるみん認定・えるぼし認定については、厚生労働省ホームページ等を参照

出典：経済産業省資料

適用時期

令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用

賃上げ促進税制の見直し～中堅企業向け (法人税・法人住民税・事業税・所得税)

ポイント

賃上げ促進税制が見直され、中堅企業(※1)向けの新たな枠が創設されます。
 こちらも、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置が創設されます。

改正内容

現行					改正案						
措置期間：2年間					措置期間：3年間						
継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比) (※2)	税額 控除率 (※3)	教育訓練費 (前年度比) (※4)	税額 控除率	両立支援 女性活躍 (※5)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%	+3%	10%	控除率が見直し	5% 上乗せ	プラチナ	5% 上乗せ	35%
+4%	25%				+4%	25%	増加割合が見直し		くるみん or えるぼし 三段階目 以上		

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く）が適用可能
 ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要
- ※2 継続雇用者（国内事業所で雇用した雇用保険法の一般被保険者で、前期及び当期の全期間に支給を受けた雇用者）に対する給与等支給額
- ※3 税額控除額の計算は、全雇用者の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算（ただし、控除上限額は法人税額等の20%）
- ※4 教育訓練費の上乗せ要件は、教育訓練費の額が全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能
- ※5 くるみん認定・えるぼし認定については、厚生労働省ホームページ等を参照

出典：経済産業省資料

適用時期

令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用

賃上げ促進税制の見直し～中小企業向け（法人税・法人住民税・事業税・所得税）

ポイント

中小企業（※1）における賃上げ促進税制について、教育訓練費の増加割合が見直されると共に、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置が創設されます。
また、5年間の税額控除の繰越措置が創設されます。

改正内容

現行					改正案						
措置期間：2年間					措置期間：3年間						
全雇用者 給与等支給額 （前年度比）	税額 控除率	教育訓練費 （前年度比）	税額 控除率	最大 控除率	全雇用者 給与等支給額 （前年度比） （※2）	税額 控除率 （※3）	教育訓練費 （前年度比） （※4）	税額 控除率	両立支援 女性活躍 （※5）	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乗せ	40%	+1.5%	15%	+5% 増加割合が見直し	10% 上乗せ	プラチナ	5% 上乗せ	45%
+2.5%	30%				+2.5%	30%			くるみん or えるぼし 二段階目 以上		
繰越しの定めなし					賃上げ実施年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能 （※6）						

- ※1 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能
- ※2 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者
- ※3 税額控除額の計算は、全雇用者の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算（ただし、控除上限額は法人税額等の20%）
- ※4 教育訓練費の上乗せ要件は、教育訓練費の額が全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能
- ※5 くるみん認定・えるぼし認定については、厚生労働省ホームページ等を参照
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能

繰越しが新設

出典：経済産業省資料

適用時期

令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用

外形標準課税の付加価値割に係る賃上げ促進税制の取扱い

ポイント

法人税における賃上げ促進税制の改正に合わせ、一定の要件を満たす企業に対しては、雇用者に対する給与総額の対前年度増加額を付加価値割の課税標準から控除する措置が講じられます。

改正内容

【付加価値割額の算定（イメージ）】

単年度損益	純支払賃借料	純支払利子	報酬給与額	-	雇用者に対する給与総額の対前年度増加額（※）	×税率（標準）1.2%
-------	--------	-------	-------	---	------------------------	-------------

- ※ 控除額 = 控除対象雇用者給与等支給増加額 × {(報酬給与額 - 雇用安定控除額) ÷ 報酬給与額}
- ・雇用安定控除との重複の調整措置あり
 - ・付加価値割の課税標準 = 付加価値額 - 雇用安定控除 - 控除額

【制度及び改正案】

項目	要件	控除額
全法人（大企業）向け賃上げ促進税制	継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率3%以上であること等（法人税と同様）	雇用者に対する給与総額の対前年度増加額
中小企業向け賃上げ促進税制	雇用者給与等支給額が対前年度増加率1.5%以上であること等（法人税と同様）	

適用時期

全法人（大企業）向け賃上げ促進税制については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、中小企業向け賃上げ促進税制については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用

試験研究費の税額控除制度の見直し (法人税・法人住民税・所得税)

ポイント

研究開発税制における控除率にメリハリを付けるため、試験研究費が減少している場合の控除率が段階的に引き下げられると共に（令和8年度、令和11年度、令和13年度の3段階で実施）、控除率の下限が撤廃されます。また、試験研究費の範囲も一部見直しがされます。

改正内容

【税額控除率の見直し】

現 行		改正案	
増減試験研究費割合	税額控除率	増減試験研究費割合	税額控除率
12%超	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (上限：14% (原則10%))	12%超	改正なし
12%以下	$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ (下限：1%)	0%以上 12%以下	$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$
—	—	0%未満 (下限の撤廃)	① 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5 \div 30$ (30%減) ② 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5 \div 27.5$ (27.5%減) ③ 令和13年4月1日以後に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5 \div 25$ (25%減)

【試験研究費の範囲の見直し】

制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外されます。

適用時期

令和8年4月1日から開始する事業年度から段階的に適用

大企業向け研究開発税制等の税額控除不適用措置の見直し

ポイント

大企業向け研究開発税制その他の税額控除の不適用措置について、一定の見直しの上、適用期限が3年間延長されます。

改正内容

次の要件の全てに該当する資本金1億円超の大企業については、一定の税額控除が適用できないこととなります。

項目	現行	改正案
1. 所得金額要件	所得金額が前事業年度の所得金額を上回る (業績向上)	改正なし ここが見直し
2. 給与要件	継続雇用者給与等支給額 ≤ 継続雇用者比較給与等支給額 (給与減少) なお、一定の大企業 (※1) は、継続雇用者給与等支給額 ≤ 継続雇用者比較給与等支給額 × 101%	判定式は改正なし なお、継続雇用者給与等支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」には看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務提供の対価の額は含まれない
3. 設備投資要件	国内設備投資額 < 減価償却費の30% (消極的な設備投資)	国内設備投資額 < 減価償却費の40% (上記要件は一定の大企業 (※1) のみ、それ以外は現行のまま) ここが見直し
4. 制限対象となる税額控除	研究開発税制、地域未来投資促進税制、DX投資促進税制、5G投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制	ここが見直し (対象企業の拡大)

※1 大企業のうち、次のいずれかに該当する企業

- ・前年度所得が黒字で、**資本金の額が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上**
- ・前年度所得が黒字で、**常時使用する従業員の数が2,000人超**

※2 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とする等の一定の調整を行うこととなります。

※3 継続雇用者がいない場合には、上記の2.給与要件は満たすこととなります。

適用時期

令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用

交際費等の損金不算入制度の見直し

ポイント

交際費等の損金不算入額制度について、交際費等から除かれる一定の飲食費の金額基準が、1人あたり5,000円以下から10,000円以下に引き上げられ、その適用期限が3年延長されます。

改正内容

【制度の概要】

交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算にあたっては定額控除限度額や接待飲食費に関して一定の措置が設けられています。

区分	期末資本金の額等	損金不算入額
中小法人（※1）	1億円以下	次のいずれかの金額 (1)定額控除限度額（※2）を超える部分の金額 (2)接待飲食費（※3）の50%に相当する金額を超える部分の金額
中小法人以外の法人	100億円以下	接待飲食費の50%に相当する金額を超える部分の金額
	100億円超	交際費等の全額

※1 ①資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人、②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有されている法人（①の法人を除く）は除きます。

※2 800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額

※3 交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用
(専らその法人の役員・従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます)

【改正内容】

交際費等から除かれる一定の飲食費の金額が、下記のとおり引き上げられます。

現行	改正案
1人あたり5,000円以下	1人あたり10,000円以下

適用時期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度について適用
飲食費の金額基準の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費より適用

外形標準課税の見直し～減資への対応（法人事業税）

ポイント

令和7年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、期末資本金の額が1億円以下の法人についても、前事業年度において外形標準課税の対象であり、かつ、期末の資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

改正内容

【改正の背景】

外形標準課税の対象となる法人数は、資本金1億円以下への無償減資を主な要因として、制度導入時の約2/3まで減少しており、上記減資への対応として、現行基準は維持しつつ、大法人に対し補充的な基準が追加されます。

【具体的な取扱い：3月決算法人の場合、R8.3期から新基準による判定が必要となります。】

(1) 令和7年4月1日以降に資本金の額が1億円以下となる場合		R7.3期	R8.3期	(例) R7.4.1に無償減資を実施		
① 期末資本金の額		6億円	1億円	→R8.3期の前事業年度（R7.3期）が外形標準課税の対象であり、R8.3期の資本金・資本剰余金の合計額が10億円を超えるため、R8.3期は外形標準課税の対象		
② 期末資本準備金+その他資本剰余金の額		6億円	11億円			
③ 上記の合計金額		12億円	12億円			
④ 外形標準課税の対象		対象	対象			
(2) 公布日（下記参照）以降に資本金の額が1億円以下となる場合		R5.3期	R6.3期	R7.3期	R8.3期	(例) R6.5.1に無償減資を実施
① 期末資本金の額		6億円	6億円	1億円	1億円	→公布日の前事業年度（R5.3期）が外形標準課税の対象のため、R8.3期は外形標準課税の対象
② 期末資本準備金+その他資本剰余金の額		6億円	6億円	11億円	11億円	
③ 上記の合計金額		12億円	12億円	12億円	12億円	
④ 外形標準課税の対象		対象	対象	対象外	対象	
(3) 公布日より前に資本金の額が1億円以下となる場合		R5.3期	R6.3期	R7.3期	R8.3期	(例) R5.12.1に無償減資を実施
① 期末資本金の額		6億円	1億円	1億円	1億円	→公布日を含む事業年度（R6.3期）が外形標準課税の対象外のため、R8.3期も外形標準課税の対象外
② 期末資本準備金+その他資本剰余金の額		6億円	11億円	11億円	11億円	
③ 上記の合計金額		12億円	12億円	12億円	12億円	
④ 外形標準課税の対象		対象	対象外	対象外	対象外	

適用時期

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用
 （なお、上記の具体例における公布日は令和6年3月31日と仮定）

外形標準課税の見直し～100%子法人等の追加 (法人事業税)

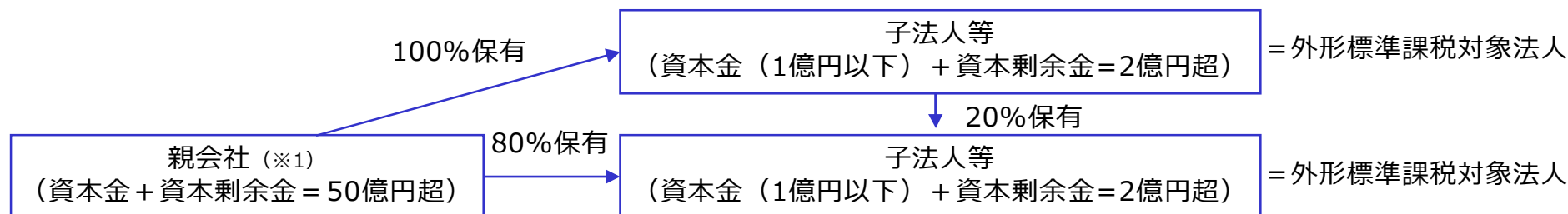
ポイント

令和8年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人(※1)、相互会社、外国相互会社(以下、「特定法人」といいます。)の100%子法人等(※2)のうち、期末の資本金が1億円以下でも資本金と資本剰余金の合計額(※3)が2億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

改正内容

【改正内容】

親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、特定法人の100%子法人等(※2)のうち、期末資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(※3)が2億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。



【軽減措置】

上記の改正により、新たに外形標準課税の対象となる子法人等においては、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち一定額を、法人事業税額から控除する措置が講じられます。

対象期間	控除額
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度	超過額に2/3の割合を乗じた額
令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度	超過額に1/3の割合を乗じた額

- ※1 その法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合は除きます。
- ※2 特定法人との間にその特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいいます。
- ※3 公布日以後に、その100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合は、その金額を加算します。

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

外形標準課税の見直し～100%子法人の除外（法人事業税）

ポイント

令和9年3月31日までの間に、産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が行う一定の特別事業再編（仮称）において、買収したその他の法人の株式を引き続き保有する場合、その他の法人においては、一定期間外形標準課税の対象外となります。

改正内容

【改正内容】

令和9年3月31日までの間に、産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が、その認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編（仮称）において、株式等の取得、株式交付、株式交換等を通じて買収した他の法人（※1）の株式等を、買収の日以降も引き続き保有する場合

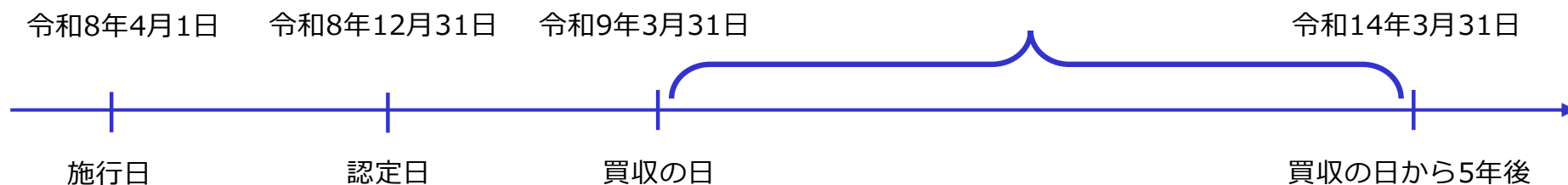


買収された他の法人が行う事業に対する法人事業税においては、買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度において、**外形標準課税の対象外**

（買収された他の法人が、現行基準もしくは令和6年度税制改正の追加基準（減資への対応）により外形標準課税の対象となる場合には、上記措置の対象から除外）

（例）買収の日が令和9年3月31日の場合

外形標準課税対象外
（令和9年3月期～令和14年3月期）



※1 認定特別事業再編事業者（仮称）が特別事業再編計画（仮称）の認定を受ける前5年以内に買収した法人も含まれます。

適用時期

令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用

少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し・延長 (法人税・所得税)

ポイント

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例制度が、対象法人を見直した上で、2年間延長されます。

改正内容

【制度の概要】

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、その減価償却資産の年間合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）が認められます。なお、中小企業者等のうち常時使用する従業員数が500人を超える法人又は適用除外事業者該当する法人は、この特例の適用対象外とされています。

【改正案】

- (1) 適用期限を2年延長
- (2) 除外法人に**出資金等が1億円超の組合等のうち従業員数300名超の法人を追加**

取得価額	適用制度	対象企業	償却方法
30万円未満 (※)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	中小企業者等	全額損金算入（即時償却） （年間合計300万円まで）
20万円未満 (※)	一括償却資産の損金算入	全ての企業	一括償却資産として 3年間で均等償却
10万円未満 (※)	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入	全ての企業	全額損金算入（即時償却）

※ 貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除く。

適用時期

令和8年3月31日までの事業供用分まで適用

イノベーションボックス税制の創設 (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

自ら研究を行った特許権やAI分野のソフトウェアに係る著作権について、その譲渡所得やライセンス所得の30%の損金算入を認める制度が創設されます。

改正内容

(1) 対象事業者 : 青色申告書提出法人

$$(2) \text{ 損金算入額 } (\ast 1) = \left\{ \begin{array}{l} \text{知財由来の所得} \\ \times \frac{\text{知財開発のための適格支出 } (\ast 2)}{\text{知財開発のための支出総額 } (\ast 3)} \end{array} \right\} \times \text{所得控除率 (30\%)}$$

①対象となる知的財産の範囲

- i) 特許権
- ii) AI関連のソフトウェアの著作権
(令和6年4月1日以降に取得したもの) (

②対象となる所得の範囲

- i) 知財のライセンス所得
- ii) 知財の譲渡所得
(海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く)

③自己創出比率の計算方法

企業が「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

- ※1 実際の損金算入限度額は、上記(2)の{ }内の算式で算出された金額と当期の所得金額のいずれか少ない金額に所得控除率を乗じた金額となります。
- ※2 ※3の研究開発費の額のうち、外部に対して支払った特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のもの
- ※3 当期及び前期以前(令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る)の研究開発費の合計額のうち、①の特許権・著作権の開発のために直接要した費用の額の合計額
- ※4 研究開発税制と一部目的が重複するため、令和9年4月1日以前に開始する事業年度に、当期に行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうち令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、一定の調整が行われます。

出典：経済産業省資料

適用時期

令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度(7年間)について適用

戦略分野国内生産促進税制の創設 (法人税・法人事業税)

ポイント

国として、総事業費が大きく特に生産段階でのコストが高いもののうち、特段に戦略的な長期投資が不可欠となる半導体・電気自動車（EV）等の集中的な国内投資を促進するために、生産・販売量に応じた税額控除制度を創設し、新たな投資促進策を構築します。

改正内容

【戦略分野国内生産促進税制の創設】

項目	取扱い	
対象事業者	①青色申告書を提出する法人 ②産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた事業者（10年間）	
適用要件	産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得等をして国内の事業の用に供すること	
税額控除	①から③のうちいずれか少ない金額（※1） ①産業競争力基盤強化商品のうち対象事業年度において販売された数量に下記単価を乗じた金額 ②産業競争力基盤強化商品生産用資産（建物・機械装置等）の取得価額の合計額 ③税額控除の限度額：当期の法人税額の40%（半導体生産用資産は20%） ※1 控除限度超過額の繰越：4年間（半導体生産用資産は3年間）	
産業競争力 基盤強化 商品の単価	半導体	マイコン・アナログ半導体（パワー半導体含む）のそれぞれの区分に応じ4千円～2.9万円/1枚
	電気自動車（EV）	EV1台当たり40万円（軽自動車であるEV及び燃料電池自動車は20万円）
	鉄鋼（グリーンスチール）	1トン当たり2万円
	基礎化学品（グリーンケミカル）	1トン当たり5万円
	航空機燃料（SAF）	1リットル当たり30円
	控除額の段階的な引下げ	8年目：75%、9年目50%、10年目25%

適用時期

産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内の日を含む事業年度について適用

中小企業事業再編投資損失準備金の拡充

ポイント

成長意欲のある中堅・中小企業が複数回にわたりM&Aを実施する場合の、投資損失準備金の積立率が拡充され、据置期間も延長されます。

改正内容

【改正の概要】

項目	現行	改正案（現行一部見直しの上延長と拡充枠の創設）
1.制度	中小企業等経営強化法	中小企業等経営強化法と産業競争力強化法が併存
2.計画	経営力向上計画認定	特別事業再編計画（仮称）認定
3.繰入れ	取得価額（10億円以下に限る）の70%を限度に、準備金繰入額の損金算入が可能（※4）	（拡充枠）取得価額（1億円～100億円）を基礎として、準備金繰入額の損金算入が可能（※1）（※2）
4.取崩し	据置期間5年間で、その後5年間で均等取崩しにより益金算入を行う（取崩し事由あり）（※5）	（拡充枠）据置期間10年間で、その後5年間で均等取崩しにより益金算入を行う（取崩し事由あり）（※3）

※1 取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合は除かれます。

※2 その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等は90%、それ以外の株式等は100%が限度となります。

※3 取崩し事由は、その株式等の全部又は一部を売却する場合や、その株式等の帳簿価額を減額した場合に加え、一定の表明保証保険契約を締結した場合が追加されます。

※4 現行制度は、一定の表明保証保険契約を締結している場合は適用しないなどの措置を講じた上で、延長

※5 現行制度は、取崩し事由に一定の表明保証保険契約を締結した場合を加えた上で、3年間延長

適用時期

新制度の適用時期は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和9年3月31日まで
現行制度は、3年延長（令和9年3月31日まで）

カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長①

(法人税・法人住民税・法人事業税・所得税)

ポイント

カーボンニュートラル投資促進税制について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、中小企業者に対しては税額控除率の引上げを行った上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正内容

【カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の概要】

青色申告書を提出する法人が産業競争力強化法の計画認定制度に基づいて、生産工程効率化等設備等の取得等をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において特別償却又は税額控除のいずれかの規定の適用を受けることができます。(投資額:500億円まで、控除限度額:DX投資促進税制と合計で法人税額の20%)

【税額控除率及び認定要件の引上げ】

現行			改正案		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
-	-	-	中小企業	17%以上	税額控除：14% 特別償却：50%
なし	10%以上	税額控除：10% 特別償却：50%	大企業	20%以上	税額控除：10% 特別償却：50%
			中小企業	10%以上17%未満	
	7%以上	税額控除：5% 特別償却：50%	大企業	15%以上	税額控除：5% 特別償却：50%

出典：経済産業省に一部加筆

適用時期

令和8年3月31日までに事業適応計画の認定を受け、対象資産をその認定を受けた日から3年以内に取得等をして、事業の用に供した場合に適用

カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長②

(法人税・法人住民税・法人事業税・所得税)

ポイント

カーボンニュートラル投資促進税制について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、中小企業者に対しては税額控除率の引き上げを行った上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正内容

【対象資産の見直し】

項目	対象資産	現行	改正案
対象資産の追加	生産工程効率化等設備	機械装置、器具備品、 建物附属設備、構築物	車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る）を追加
対象資産の除外	需要開拓商品生産設備 及び生産工程効率化等設備		市場に流通している照明設備及び 対人空調設備を除外

【事業所等の炭素生産性向上率の計算方法の見直し】

事業所等の炭素生産性向上率を計算する際に電気の排出係数による影響等が除外されます。

(注) 令和6年4月1日前に認定の申請をした事業摘要計画に従って同日以後に取得等をする資産については、この改正は適用されません。

適用時期

令和8年3月31日までに事業適応計画の認定を受け、対象資産をその認定を受けた日から3年以内に取得等をして、事業の用に供した場合に適用

暗号資産の期末における評価方法の見直し

ポイント

法人が有する暗号資産のうち、発行者以外の第三者の継続的な保有等に係る暗号資産について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものは、期末時価評価課税の対象外となります。

改正内容

【評価方法の見直し】

項目	現 行	改正案
法人所有の暗号資産の期末時価評価（※1）	時価法	原価法又は時価法から選択（下記（※2）の要件を満たした場合）

※1 自己が発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものについては原価法が適用されます。

※2 暗号資産が、「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産」に該当するための要件

- ①他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること
- ②上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること

【評価方法の選定に関する届出】

- ①届出対象：暗号資産の種類ごと
- ②届出期限：その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限まで
- ③届出先：納税地の所轄税務署長
- ④届出しなかった場合の評価方法：原価法により計算した金額がその暗号資産の期末評価額

適用時期

明記なし

現物出資の対象見直し等による納税環境整備

ポイント

適格現物出資について、その対象や該当性の判定に一定の見直しがされます。
また、法人が、偽りその他不正の行為等により国税・地方税を免れた他の法人の役員等である場合等における、第二次納税義務に係る損失の損金不算入の規定が設けられます。

改正内容

【現物出資の見直し】

(1) 適格現物出資の対象の見直し

内国法人が外国法人の本店等に無形資産等（※1）の移転を行う現物出資が除外されます。

※1 「無形資産等」とは、次に掲げる資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきもの

- ①工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む）
- ②著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む）

(2) 適格現物出資への該当性の判定の見直し

適格現物出資への該当性の判定に際し、現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除く）の内外判定は、下記のいずれかに該当する場合同なります。

- ①内国法人の本店等又は外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等
- ②内国法人の国外事業所等（※2）又は外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等

※2 「国外事業所等」とは、国外にある恒久的施設に相当するもの等をいいます。

【第二次納税義務に係る損失の損金不算入】

法人が偽りその他不正の行為により、国税・地方税を免れ、又は国税・地方税の還付を受けた他の法人の役員等である場合において、その役員等である法人が第二次納税義務者としてその偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた国税又は地方税を納付したときは、その納付したことにより生じた損失の額は、損金算入しないこととされます。

(注) 現行の会社法上は法人が株式会社の取締役になることはできませんが、株式会社以外の会社の場合（例えば合同会社の業務執行社員を法人が務める）があります。

適用時期

現物出資については令和6年10月1日以後に行われる現物出資に適用
第二次納税義務に係る損失の損金不算入については明記なし

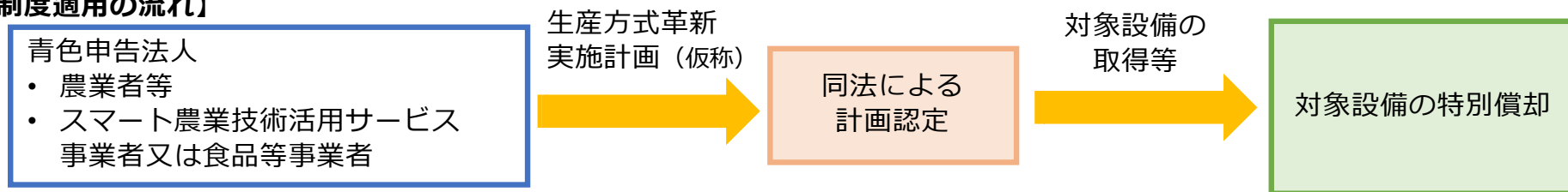
生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の創設 (法人税・所得税)

ポイント

スマート農業技術の活用促進に関する法律（仮称）の制定を前提に、生産方式革新実施計画（仮称）の認定を受けた農業者等が、同計画用の資産を取得等し、事業の用に供した場合には、その取得価額に対し特別償却ができるようになります。

改正内容

【制度適用の流れ】



【制度の概要】

対象設備	農業者等が行う生産方式革新事業活動用設備	生産方式革新事業活動の促進措置用設備
対象法人	農業者等	農業者等、技術活用サービス事業者・食品等事業者
対象設備の範囲と条件	機械装置、器具備品、建物等及び構築物	機械装置
	(1) スマート農業技術の効果の発揮に必要となる要件を満たす生産方式革新事業活動の用に供されるもの (2) スマート農業技術を組み込んだ機械装置のうち7年以内に販売されたもの (3) 上記(2)と一体に導入されるもので必要不可欠なもの	(1) 生産方式革新事業活動の取組に係る作付面積又は売上高がその農業者等の行う農業の総作付面積又は総売上高の80%以上を占めること (2) その取得価額が前事業年度の減価償却費の額の10%以上、かつ、次のものに該当すること ①スマート農業活用サービスに専ら供される左記の(2)又は(3)で、は種・移植・収穫用のもの ②農作物の洗浄・選別等の作業用のもの
特別償却	取得価額×32%（建物等及び構築物は16%）	取得価額×25%

適用時期

スマート農業技術の活用を促進するための法律（仮称）の施行日から令和9年3月31日までの間に取得等をして、生産方式革新事業活動の用に供した場合に適用

地域未来投資促進税制の拡充

ポイント

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、中堅企業枠が創設されます。

改正内容

【特定事業用機械装置等（機械装置・器具備品）の特別償却、税額控除率】

区分	現行	改正案
通常		特別償却40%又は税額控除4%
上乗せ要件を満たした場合		特別償却50%又は税額控除5%
中堅企業枠の要件を満たした場合	-	特別償却50%又は税額控除6%

【上乗せ要件】

ここが新設

上乗せ要件	下記（1）を満たした上で（2）又は（3）を満たすこと （1）労働生産性の伸び率5%（現行：4%）以上かつ投資収益率5%以上であること （2）直近事業年度の付加価値額増加率8%以上であること （3）対象事業から創出される付加価値額が3億円以上、かつ、前事業年度・前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上であること
中堅企業枠	上記（1）～（3）を満たした上で（4）～（6）を満たすこと （4）産業競争力強化法の特定中堅企業者（仮称）（賃金水準・成長意欲が高い中堅企業）であること （5）「パートナーシップ構築宣言」を公表していること （6）承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する設備投資額が10億円以上であること

出典：経済産業省資料に一部加筆

適用時期

令和7年3月31日までの期間内に取得し、事業の用に供した場合に適用

地方活力向上地域等における建物等の特別償却等の見直し

(法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

いわゆるオフィス減税制度のことであり、認定事業者が特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額制度について、次の改正を行った上で、適用期限が2年間延長されます。(所得税についても同様)

改正内容

項目		現 行		改正案
移転型	特別償却	取得価額×25%		改正なし
	特別控除	取得価額×7% (※1)		
拡充型	特別償却	取得価額×15%		改正なし
	特別控除	取得価額×4% (※1)		
適用要件	対象	特定業務施設（事務所、研究所、研修所など全社的業務や研究開発、人材育成に重要な役割を担う施設）の建物・建物附属設備・構築物		地域再生法の改正を前提に、特定建物等の範囲に、特定業務施設の新設に伴い整備される保育施設等で専らその特定業務施設において常時雇用する従業員の児童の保育等を行うための施設に該当する建物等及び構築物が追加
	取得価額	①中小企業者以外：2,500万円以上 ②中小企業者 (※2)：1,000万円以上 ※2 租税特別措置法に定義される中小企業者		①中小企業者 (※3) 以外：3,500万円以上に引上げ ②中小企業者：現行通り ③本制度の対象となる金額の上限：80億円 ※3 適用除外事業者に該当するものを除く

※1 法人税額等の20%が限度

適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定：令和8年3月31日まで
(認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります)

地方活力向上地域等における雇用者増加の税額控除の見直し

(法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行った上、適用期限が2年間延長されます。(所得税についても同様)

改正内容

【地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者の適用年度の見直し】

現行	改正案
認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度	その特定業務施設を事業の用に供した日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度

【事業主都合による離職者がいないこととの判定要件の見直し】

現行	改正案
その判定対象となる事業年度を対象年度及びその対象年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度	その判定対象となる事業年度を対象年度及びその対象年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度

【地方事業所特別基準雇用者数の見直し】

現行	改正案
計画の認定に係る特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合の基準雇用者数として証明がされた数の合計数	計画の認定に係る特定業務施設における特定雇用者の増加数に達するまでの数に限定

適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定：令和8年3月31日まで

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件の見直し

(法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件について、地域再生法等の改正を前提に次の見直しがされます。(所得税についても同様)

改正内容

【特定業務施設の範囲の見直し】

現 行	改正案
特定業務施設の対象範囲 ①事務所：調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの ②研究所：研究開発において重要な役割を担うもの ③研修所：人材育成において重要な役割を担うもの	特定業務施設の範囲に、次の部門のために使用される事務所が加えられます。 ①商業施設部門(専ら業務施設内において情報通信技術等を利用して対面以外の方法により行われる販売若しくは役務提供の勧誘、販売、契約締結等に関する業務、営業管理若しくは市場調査に関する業務又は購買管理若しくは購買企画に関する業務を行う部門に限る) ②サービス事業部門(調査企画、情報処理、研究開発、国際事業その他管理の業務の受託に関する業務を行う部門に限る)

【移転型事業に係る転勤者に関する要件の見直し】

現 行	改正案
特定業務施設を事業の用に供する日の属する事業年度のその特定業務施設の増加従業員数の過半数が特定集中地域にある他の事業所からの転勤者であって、かつ、実施期間を通じたその特定業務施設の増加従業員数の4分の1以上が特定集中地域にある他の事業所からの転勤者であること	移転型事業に係る転勤者であることとの要件について、増加従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所からの転勤者であることとする期間を特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後1年を経過する日までの期間とされます。

適用時期

明記なし

登録免許税の軽減措置の新設①

ポイント

特別事業再編計画（仮称）に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率が軽減されます。この措置は、産業競争力強化法が改正されることを前提に講じられます。

改正内容

【現行及び改正案の税率対照表】

項目		現行	改正案（軽減措置）
合併による増資		0.15% （純増部分（※）は0.7%）	0.1% （純増部分（※）は0.15%）
分割による増資		0.7%	0.3%
事業に必要な資産 の譲受け	不動産の所有権の移転	2.0%	1.2%
	船舶の所有権の移転	2.8%	1.8%
合併	不動産の所有権の移転	0.4%	0.1%
	船舶の所有権の移転	0.4%	0.2%
分割	不動産の所有権の移転	2.0%	0.1%
	船舶の所有権の移転	2.8%	1.8%

※ 被合併法人の合併直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に、特別事業再編計画の認定を受けた特別事業再編事業者（仮称）のうち一定のものについて適用

登録免許税の軽減措置の新設②

ポイント

開発供給実施計画（仮称）に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率が軽減されます。この措置は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（仮称）が制定されることを前提に講じられます。

改正内容

【現行及び改正案の税率対照表】

項目	現行	改正案（軽減措置）
株式会社の設立又は増資	0.7%	0.35%
合併による株式会社の設立又は増資	0.15% （純増部分（※）は0.7%）	0.1% （純増部分（※）は0.35%）
分割による株式会社の設立又は増資	0.7%	0.5%
法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転	2.0%	1.6%
合併による不動産の所有権の移転	0.4%	0.2%
分割による不動産の所有権の移転	2.0%	0.4%

※ 被合併法人の合併直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分

適用時期

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律の施行日から令和9年3月31日までの間に、開発供給実施計画の認定を受けた開発供給事業（仮称）を行おうとする者に適用

災害損失欠損金額の繰越控除の適用に係る措置 (法人住民税・法人事業税)

ポイント

災害損失欠損金額がある場合に仮決算の中間申告により法人税額の還付を受けた場合、法人住民税の法人税割及び法人事業税の所得割について、所定の措置が講じられます。

改正内容

適用対象欠損金額	前提条件	対象税目	改正案
災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額	中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出により法人税額の還付を受けた場合	(1) 法人住民税 (法人税割) (2) 法人事業税 (所得割)	(1) 法人住民税 (法人税割) その中間期間の属する事業年度の法人住民税の法人税割の課税標準となる法人税額からその災害損失欠損金額につき還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額については、翌事業年度以降に控除されます。 (2) 法人事業税 (所得割) その中間期間の属する事業年度の法人事業税の所得の計算上、その還付を受けた金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は益金算入せず、その事業年度に生じた欠損金額について、繰越控除制度が適用されます。

適用時期

令和6年4月1日以後に終了する事業年度から適用

その他の租税特別措置法等① (延長及び廃止・縮減等)

ポイント

各項目の延長・廃止・縮減等については次のとおりです。

改正内容

【延長】

項目	改正案
<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置・ 対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額の除外措置	適用期限：令和8年3月31日まで2年延長

【廃止・縮減等】

項目	改正案
1. 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	(1) 見直し内容 ① 除外対象となる事業 i 国際会議等に参加する者の利用者に供する大規模な集会施設等又は設備に関する事業 (※1、2) のうち、集会施設等以外の施設又は設備に関する事業 (※2) ii 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品に関する研究開発 (※3) 又はその技術の活用に関する事業 (※4) ② 事業実施計画の事業実施期間の末日 設備を事業の用に供した5年を経過する日 (現行：なし) ③ 国家戦略特別区域担当大臣の確認の判断基準を明確化 (2) 適用期限：令和8年3月31日まで2年延長

※1 国際会議等に参加する者に係るものに限る

※2 整備、運営又はサービスの提供

※3 効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術をいう

※4 これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む

その他の租税特別措置法等② (廃止・縮減等)

改正内容

【廃止・縮減等】

項目	改正案
<p>2. 国家戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度</p>	<p>(1) 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別償却率の引下げ (※1) <ul style="list-style-type: none"> i 機械装置及び器具備品 30% (現行：34%) ii 建物等及び構築物 15% (現行：17%) ② 税額控除率の引下げ (※1) <ul style="list-style-type: none"> i 機械装置及び器具備品 8% (現行：10%) ii 建物等及び構築物 15% (現行：17%) <p>(2) 除外対象となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業 (※2) ② 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム (※3) の研究開発に関する事業 (※2) ③ 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業 ④ 産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の精算に関する事業 <p>(3) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長</p>

※1 令和6年4月1日以後に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に記載された特定機械装置等に限る

※2 これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む

※3 電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む

その他の租税特別措置法等③ (廃止・縮減等)

改正内容

【廃止・縮減等】

項目	改正案
<p>3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度 (中小企業経営強化税制) (※1)</p>	<p>除外対象となる設備 (※2)</p> <p>(1) 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の生産方式革新新実施計画の認定を受けた農業者等 (※3) が取得等をする農業の用に供される設備</p> <p>(2) 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等に係るスマート農業技術活用サービス事業者が取得等をする農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供される設備</p>
<p>4. 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について基盤確立事業用資産に係る措置 (※1)</p>	<p>(1) 見直し内容</p> <p>①対象資産 基盤確立実施事業計画の認定の際に確認が行われたものとする機械等 (※4) 及びその機械等と一体的に整備された建物等</p> <p>②申告書添付要件 認定基盤確立事業実施計画の写しの添付が必須</p> <p>(2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長</p>
<p>5. 特定地域における工業用機械等の特別償却制度 (※1)</p>	<p>適用期限</p> <p>①過疎地域等に係る措置 令和8年3月31日まで2年延長</p> <p>②奄美群島に係る措置 令和6年3月31日をもって廃止</p>

※1 所得税についても同様

※2 遠隔操作等に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なデジタル化設備に限る

※3 その農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む

※4 専ら化学的に合成された肥料又は農薬に代替する生産資材を生産するために用いられるものに限る

その他の租税特別措置法等④ (廃止・縮減等)

改正内容

【廃止・縮減等】

項目	改正案
6. 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	令和6年3月31日をもって廃止 (※1)
7. 輸出事業用資産の割増償却	(1) 除外対象 ①国の補助金等でその交付の目的が農林水産物又は食品の輸出の促進であるものの交付を受けた資産 ②開発研究の用に供される資産 (※1) (2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長 (※1)
8. 倉庫用建物等の割増償却	(1) 見直し内容 ①対象となる特定流通業務施設の設備要件を見直し ②その要件を満たすことにつき証明された事業年度のみ適用 (※1) (2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長 (※1)
9. 特別償却等に関する複数の規定の不適用措置	異なる事業年度であっても、一の減価償却資産につき特別償却等に関する制度のうち複数の制度の適用不可 (※1)

※1 所得税についても同様

その他の租税特別措置法等⑤ (廃止・縮減等)

改正内容

【廃止・縮減等】

項目	改正案
10. 海外投資等損失準備金制度	<p>(1) 除外対象 (独) エネルギー・金属鉱物資源機構の助成金の交付を受けた法人が、その助成金をもって取得した株式又は出資</p> <p>(2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長</p>
11. 国家戦略特区における指定法人の課税の特例	<p>(1) 見直し内容</p> <p>①所得控除率を18% (現行：20%) に引下げ なお、令和6年4月1日以後に指定を受ける法人の各事業年度分の法人税について適用</p> <p>②除外対象</p> <p>i. 国際的な規模の事業活動の促進に資する事業</p> <p>ii. 高度な技術の研究開発又はその技術の活用に関する事業</p> <p>(2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長</p>
12. 技術研究組合の所得の計算の特例	<p>(1) 見直し内容</p> <p>①試験研究の用に直接供する固定資産に限定</p> <p>②電気ガス供給施設利用権を除外</p> <p>(2) 適用期限 令和9年3月31日まで3年延長</p>
13. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	<p>中小企業倒産防止共済を解約し、その後、再契約した場合において、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については損金算入不可</p> <p>なお、令和6年10月1日以後の解約についてから適用 (※1)</p>

※1 所得税についても同様

その他の租税特別措置法等⑥ (廃止・縮減等)

改正内容

【廃止・縮減等】

項目	改正案
14. 特定の協同組合等の法人税率の特例	本特例適用の要件における物品供給事業に、協同組合員等の組合員等に電気を供給する事業が含まれることを明確化
15. 復興産業集積区域における課税の特例 (機械等に係る特別償却等の特例措置)	(1) 見直し内容 ①特別償却率 機械装置…45% (現行：50%) 建物等及び構築物…23% (現行：25%) に引下げ ②税額控除率 機械装置…14% (現行：15%) 建物等及び構築物…7% (現行：8%) に引下げ (※1、2) (2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長 (※1)
16. 復興産業集積区域における課税の特例 (被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度)	(1) 見直し内容 税額控除率は9% (現行：10%) に引下げ (※1、3) (2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長 (※1)
17. 復興産業集積区域における課税の特例 (開発研究用資産の特別償却制度等)	(1) 見直し内容 特別償却率の引下げ (※1、2) ①中小企業者等以外…30% (現行：34%) ②中小企業者等…45% (現行：50%) (2) 適用期限 令和8年3月31日まで2年延長 (※1)
18. 再投資等準備金及び再投資設備等に係る特別償却	令和6年3月31日をもって廃止
19. 震災特例法に係る特定資産の買換え特例	令和6年3月31日をもって廃止 (※1)

※1 所得税についても同様

※2 令和7年4月1日以後に取得等をしたものが対象

※3 令和7年4月1日以後に指定を受けた法人が対象

事業所税の見直し

ポイント

事業所税について、引き続き非課税等の一定の措置が講じられます。

改正内容

項目	改正案
非課税	(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正を前提に、収支相償原則の見直し等の公益法人制度改革後に公益法人等が行う収益事業以外の事業に係る事業所税
	(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正後の障害者福祉サービス事業の用に供する施設に係る事業所税
	(3) 公益法人等の収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保険業の見直し後に同連合が行う収益事業以外の事業に係る事業所税
	(4) 児童福祉法等の改正に伴い、次の拡充等が行われます。 ①非課税措置対象施設に里親支援センター、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業等に係る施設を追加 ②児童福祉法等の改正後の障害児通所支援事業、子育て短期支援事業等の施設に係る事業所税
課税標準の特例	消費生活協同組合等の電気を供給する事業に係る員外利用制限の緩和等が行われた後の同協同組合等が行う事業に係る事業所税
延長	特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を1年9か月（個人事業については2年）延長

その他の改正（国税）①

改正内容

項目	改正案
1. 公益法人等の収益事業課税の見直し	(1) 除外対象事業 ①広域的運営推進機関が電気事業法の広域系統整備交付金等業務として行う金銭貸付業 ②国民健康保険団体連合会が国又は地方公共団体、全国健康保険協会、他の一定の団体等から委託を受けて行う請負業（一定の法令の規定に基づき行うものに限る） (2) 除外要件の見直し 収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保険業の下記の要件 ①特別の療養環境に係る病床数の割合の要件の見直し ②社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えることを追加
2. 漁港及び漁場の整備等に関する法律の漁港水面施設運営権に関する措置 （所得税も同様）	(1) 漁港水面施設運営権…減価償却資産（無形固定資産）とする (2) 耐用年数…漁港水面施設運営権の設定通知による残存期間 (3) 資本的支出の耐用年数…更新通知による更新後の残存期間 (4) 償却方法…定額法
3. 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（仮称）の制定を前提とした貯留権（仮称）及び試掘権（仮称）に関する措置 （所得税も同様）	(1) 貯留権及び試掘権…減価償却資産（無形固定資産）とする (2) 貯留権の耐用年数…貯蔵予定数量をその貯蔵区域の最近における年間貯蔵数量等で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長等の認定した年数 (3) 貯留権の償却方法…生産高比例法（法定償却方法）又は定額法 (4) 試掘権の耐用年数…6年 (5) 試掘権の償却方法…定額法

その他の改正（国税）②

改正内容

項目	改正案
4. 試掘権の耐用年数の見直し	(1) 石油又は可燃性天然ガスの試掘権…6年（現行：8年） (2) アスファルトの試掘権…5年（現行：8年）
5. 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度における対象となる国庫補助金等の範囲の追加 （所得税も同様）	(1) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく下記法人の助成金 （供給確保計画の認定を受けたものが行う認定供給確保事業に必要な資金に充てるもの） ①独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 ②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (2) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術開発機構法に基づく助成金 （再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発等に係るもの）
6. 買い戻し条件の付された一定の種類株式について買い戻しが行われた場合の措置	譲渡法人における課税上の取扱いの明確化 （具体的な取扱いの記載なし）
7. 独立行政法人奄美群島振興開発基金の取扱い	奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長を前提に引き続き公共法人 （法人税法別表第一）
8. 国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正に伴う措置	現 行：公益法人等（法人税法別表第二） 改正案：公共法人（法人税法別表第一）
9. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に伴う措置	脱炭素成長型経済構造移行推進機構を公益法人等（法人税法別表第二）に追加

その他の改正（国税）③

改正内容

項目	改正案
10. 社会医療法人の医療法の改正に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療法改正における社会医療法人の認定要件の事業が新たに追加されたことに伴い事業に関する基準が新たに設定された後も引き続き公益法人等（法人税法別表第二） (2) その法人が行う医療保険業は、引き続き収益事業から除外
11. 関係法令の改正を前提にした消費生活協同組合等の措置	消費生活協同組合等の電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等が行われた後も引き続き協同組合等（法人税法別表第三）
12. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正を前提にした措置	収支相償原則の見直し等の公益法人制度改革が行われた後も公益社団法人及び公益財団法人に講じられている措置は、引き続き認定
13. 新たな公益信託制度の創設に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用の額 ⇒委託者及び受託者の段階で法人税課税しない (2) 公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄付金 ⇒特定公益増進法人に対する寄付金と同様別枠の損金算入限度額の対象 (3) 現行の特定公益信託及び特定公益信託以外の公益信託については、所要の経過措置あり
14. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う措置	<p>同法の流行初期医療確保措置に係る収入金額は下記の各要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲含まれることを明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会医療法人の認定要件（社会保険診療等の収入要件） (2) 収益事業から除外される医師会法人等が行う医療保険業要件 (3) 収益事業から除外される公益法人等が行う医療保険業要件 (4) 特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件

